

# 令和4年度第1回 船橋市青少年問題協議会

## 議事録

令和4年7月21日（木）

午前10時02分～11時26分

職員研修所6階 601研修室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議題
  - (1) 会長・副会長の選出について
  - (2) 青少年を取り巻く現状と課題について
  - (3) 令和3年度青少年関係事業実績報告及び令和4年度青少年関係事業実施計画について
- 5 その他報告事項
- 6 閉会

午前10時02分開会

○事務局

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当させていただきます青少年課の木村です。よろしくお願いいたします。

会議開催に先立ちまして、本会議における新型コロナウイルス感染予防対策についてでございますが、入り口での体温測定、座席の間隔を空けた配置などをさせていただきました。また、会議中もマスクの着用などの対応をとらせていただくことから、説明が聞きづらいことなどご不便をおかけいたしますが、ご了承お願いいたします。また、ご発言後にはマイクの消毒をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、令和4年度第1回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

初めに、松戸徹船橋市長よりご挨拶をお願いいたします。

○松戸市長

皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、そしてまた大変暑い日となりましたけれども、第1回の青少年問題協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。そして、各委員の皆様には、それぞれのお立場から子供たちへの健全育成のために力添えをいただいておりますことを、重ねて御礼を申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

一昨年からの新型コロナウイルスの状況も、ここに来てまたさらに非常に厳しい状況になっておりまして、一時期は船橋市も感染者数が50人台とか2桁になったのですが、今は多い日ですと600人を超えるというような状況がございます。特に医療の関係で、船橋市は145ベッドを用意しておりますけれども、一時期6月の半ばぐらいまでは、15人ぐらいの方が入院しているという状況だったものが、今日の速報値では85の方が入院をしている。重症化はしないというようなことをテレビで言われますけれども、重症化はしないけれども入院が必要な人が日々確実に増えてきておりまして、市としてもこの辺について予断を許さずしっかりとした形で、市民の皆さんの命と健康を守るために取り組んでいきたいと考えております。

そして、ウクライナの関係は、まだまだ本当に心配な状況がずっと続いております。今、船橋市には8名の方が避難をしてくれておられまして、間もなくもう1人増える予定です。ウクライナのお一人の方とお話をしましたけれども、母国に家族を残して避難をしてくしまったということに対する自分の気持ちのやるせなさというものを非常に強く感じておられまして、日本に来た以上、船橋に来た以上は、しっかりとした形でサポートしようということで、市の国際交流協会を中心としたボランティアの方にもお手伝いをいただきながら、今、対応している状況でございます。

もう一つ、今一番大きな課題としては、やはり物価高で、経済的に非常に困難な状況が生まれていることにございます。船橋市も6月の議会で、給食費は維持しながら質と量は絶対に落とさないようにということで、補正予算を上げさせていただきました。これ以外にもまだまだ対応しなければいけない農業関係とかいろんなことがありますので、これについては9月の議会の中でいろいろ提案をさせていただいて、議会の中でもいろいろご心配をされている議員の方々は本当に多くおられますので、しっかりとした議論をする中で対応してまいりたいと考えております。

子供たちに関していうと、ちょうど今日から夏休みに入りました。子供たちこれまでコロナの関係で、部活ができないとか、学校生活もなかなか自由にできない状況が続いています。ただ、私のところにいろいろな大会に出場する子供たちが来てくれるのですけれども、話していると、やはり子供たちは生きる力は本当にしっかりと持っていて、これを私たち大人がどうやって環境を整えてあげるか、これが一番大事なのではないかなと思っております。

今年の5月に、社会的な課題となっているヤングケアラーの調査を行いました。5万人弱の小中学生・高校生に対してアンケートを行って、2万2,000人を超える子供たちから回答をいただきました。そのときのチラシに、ヤングケアラーってこういうことがヤングケアラーなんだよということを伝えさせていただいて、そのときの文章にも、家族の手伝いをするのはとても素晴らしいことなんだけれども、勉強をしたり、子供たち同士、友達と遊ぶことも大事だよというような、絶対に傷つけないような形でアンケートを行ったわけですが、2万2,000人強の4.8%、1,084人の子供たちから、自分がヤングケアラーに当たるという回答をいただきました。

その子供たちの中で、生活に影響があるとか勉強に影響が出ていると答えた子供たちもおりまして、今、所管のほうで集計をして、秋ぐらいまでに、大変大きな回答数を得られておりますので、ただ単に支援をしていくということだけではなくて、子供たちの家庭環境とか気持ちに寄り添った形で、何を行政としてやっていくことが最善なのかということをし、しっかりと見極めながらやっていきたい。

そしてまた、今、県もこのヤングケアラーの調査をしておりますので、県としてやることと最前線の自治体がやることの役割分担を明確にしてほしいということで、今、県のほうに要望をしております、この辺もしっかりとやり取りをしながら、船橋の子供たちをしっかりと育てていきたいと思っております。

様々な状況が生まれておりますけれども、この青少年問題協議会、本当に多くの分野の皆様にご参加をいただいております。自分の範囲ではこういったことがあるよとか、行政としてもっとこういったところに手を差し伸べたほうがいいのかとか、そういったご意見をぜひ頂戴したいと思いますし、その声を生かしながら取り組んでまいりますので、令和4年度におきましても、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。皆様方の日頃のご尽力に対して、改めて感謝を申し上げてご挨拶とさせていただきます。これからもよ

ろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○事務局

ありがとうございました。

市長におかれましては、ここで退席されます。ありがとうございました。

(松戸市長、退席)

○事務局

改めまして、おはようございます。まず資料の確認をさせていただきます。

本日、配付させていただいた資料ですけれども、次第、席次表、桃色の冊子「令和4年度船橋市青少年問題協議会」の3点となります。恐れ入りますが、不足資料がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今回、第3号委員の皆様任期満了に伴い、新たに委嘱状を交付させていただきました。初めて出席される委員の方もいらっしゃると思いますので、ここで改めまして、皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

お配りいたしました席次表の鈴木委員から反時計回りに平川委員までお願いいたします。平川委員の後は、外側の岩瀬委員から同じく反時計回りに自己紹介をいただきますようお願いいたします。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

皆様、おはようございます。市議会の鈴木でございます。

この度も委員をやらせていただいておりますが、今、コロナ禍でいろんな相談事を受けております。また、今日は様々な方々のご出席もいただきましたので、率直にそのような状況とかお話などを、また皆様からも賜ればと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

○池沢委員

おはようございます。議員の池沢みちよと申します。昨年度に引き続き、今年度も務めさせていただきます。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

私も昨日「こども食堂」に参加しまして、貧富の格差というのは見えないんですけども、見えない中でも悩みを抱えているとかというところが垣間見えるところがあって、なかなかこちらからはそういうお声かけはできないのですけれども、寄り添っていきたいと思っておりますので、皆様からのご意見も頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小平委員

おはようございます。市議会議員の小平と申します。この度、また1年間よろしくお願いいたします。

○杵渕委員代理（船橋警察署 川島生活安全課少年係長）

船橋警察署生活安全課少年係の川島と申します。本日は杵渕署長が欠席をされており、大変恐縮ですけれども、私が代理出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○滝口委員代理（船橋東警察署 板屋生活安全課少年係長）

おはようございます。船橋東警察署の生活安全課少年係長の板屋といいます。今日はこの場ですので、警察と各行政の皆様の協力関係ができればいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○原野委員

おはようございます。船橋市PTA 連合会より参りました原野でございます。よろしくお願いいたします。

大学生、高校生、中学生の子育て真っ最中でございます。保護者の目線で参加させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○児玉委員

おはようございます。市川児童相談所船橋支所の支所長としてこの4月に参りました児玉と申します。委員の一覧には所長となっていますけれども、船橋支所の支所長ということで訂正いただければと思います。今日はよろしくお願いいたします。

○成瀬委員

おはようございます。ふなばし地域若者サポートステーションの成瀬と申します。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○平川委員

船橋市自治会連合協議会の会長をしております平川と申します。この席でいろいろ青少年問題を勉強させていただきながら、我々の事業につなげていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩瀬委員

おはようございます。私、民生児童委員協議会から来ております岩瀬と申します。どうぞ1年間また勉強させてください。ありがとうございます。よろしくどうぞお願いします。

○長島委員

おはようございます。船橋市社会福祉協議会の長島でございます。前期に引き続きということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸松委員

おはようございます。船橋地区保護司会の戸松でございます。

7月1日から8日まで、市役所1階で「社会を明るくする運動」パネル展示会、そして、キャラクターの園児による塗り絵を展示させていただきました。ご来館いただきました皆様には大変ありがとうございます。今月は強調月間ということですので、我々も頑張っておりますが、1年間ひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○加瀬委員

おはようございます。青少年センター運営協議会代表の加瀬と申します。よろしく願  
いいたします。

○丹羽委員

おはようございます。船橋青少年補導委員連絡協議会の代表として参加させていただ  
いております。どうぞよろしく願います。

○草野委員

おはようございます。船橋市の社会教育委員会議の委員長を務めております草野とい  
います。勤務は千葉工業大学というところで教員をやっております。教職課程を担当して  
おりまして、青少年の問題についても学生たちと一緒に考えております。私もこの場で大変  
勉強になっておりますので、今後ともよろしく願います。

○山崎委員

おはようございます。船橋市スポーツ協会の山崎でございます。前期に引き続きまして、  
本年度もよろしく願います。

○野口委員

おはようございます。船橋市スポーツ推進委員協議会の野口と申します。前期に引き続  
きましてまた委員を務めさせていただきますので、今年度もよろしく願います。

○村木委員

おはようございます。青少年相談員連絡協議会で副会長を務めております村木とい  
います。よろしく願います。

○大塚委員

おはようございます。船橋市少年少女団体連絡協議会の会長、大塚でございます。本年  
もひとつよろしく願います。

○三澤委員

おはようございます。事務局青少年課を所管しております生涯学習部の三澤でござい  
ます。どうぞ皆様よろしく願います。

○杉森委員

おはようございます。船橋市子育て支援部長の杉森でございます。どうぞよろしく願  
いいたします。

○磯野委員

おはようございます。教育委員会学校教育部長の磯野でございます。よろしく願  
います。

○事務局

ありがとうございました。

続いて、本日の委員の出欠状況でございますが、船橋警察署長の杵渕委員、船橋東警察  
署長の滝口委員、小・中学校長会代表の大野委員、市立船橋高等学校長の津田委員より欠  
席の連絡を受けております。

また、先ほど委員の紹介の中でご発言がございましたが、船橋警察署長、杵淵委員のオブザーバーといたしまして、同署生活安全課の川島係長、そして船橋東警察署長、滝口委員のオブザーバーといたしまして、同署生活安全課の板屋係長にご出席をいただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。このことから傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページで公表することになります。そのため、議長選任後に議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、議題に入らせていただきます。議題(1)の「会長・副会長の選出について」でございますが、3号委員の任期満了に伴い新たに委員委嘱したことから、現在、会長及び副会長が選出されておられません。ここで事務局からのご提案でございますが、会長が選出されるまでの間、事務局で仮の議長を担当させていただき、会長が決まりましたら、その後、会長に議長として議事の進行をお願いするという方法をご提案したいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○事務局

ありがとうございます。それでは、事務局で仮の議長を担当させていただきます。

#### ○仮議長(青少年課長)

青少年課長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、仮の議長を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、会長の選出の方法についてお諮りいたします。つきましては、簡便でございますけれども、指名推選による方法でいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○仮議長(青少年課長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、指名推選で会長の選出を行います。

どなたかご推薦をお願いいたします。

大塚委員、お願いします。

#### ○大塚委員

着座でお話しさせてください。丹羽委員を推薦させていただきたいと思います。

丹羽委員は、本協議会の前会長を務められ、本会の役割について精通されておられます。よって、ぜひ会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○仮議長（青少年課長）

ありがとうございます。

ただいま、会長に丹羽委員をというご推薦がございました。皆様、いかがでございましたでしょうか。

（「異議なし」の声あり、拍手）

○仮議長（青少年課長）

ありがとうございます。それでは、丹羽委員が会長に決しました。

これをもって、仮議長の任を解かせていただきます。これよりは、船橋市青少年問題協議会条例第5条第1項の規定によって、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。

会長、席の移動をお願いいたします。移動後、ご挨拶のほうもお願いいたします。

（丹羽委員、会長席へ移動）

○議長（丹羽会長）

改めまして、おはようございます。会長をご推薦いただきました丹羽と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

コロナ禍が本当に長期化しまして、我々成人の社会生活も本当にいろいろなことで変化を求められてきました。今後も状況に応じまして適応していくことが必要になると思います。

青少年の皆さんには、特に多感な時期であったり、たくさんの思い出があるような出来事を経験していただく時期なのですけれども、本当に大きな制限かかかってしまって誠に残念に感じております。そのような状況の中、少しでも青少年の抱える問題を減らせるように、お集まりの皆さんと力を合わせて努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

会長という任に当たりまして、力不足ではありますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、着席にて失礼させていただきます。

引き続き、議事に入ります。

まず、議事録署名人を村木委員と長島委員をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。議事録が出来次第、事務局よりご連絡させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、副会長の選出方法をお諮りしたいと思います。先ほどと同様に、指名推選とさせていただきますよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、副会長選出につきまして、指名推選で行いたいと思います。

どなたか推薦していただける方はいらっしゃいませんか。



よろしくお願いいたします。

○岩瀬委員

着座にて失礼します。私は草野委員を推薦したいと思います。

草野委員は、社会教育全般についての専門で、現在、船橋市社会教育委員長も務められておりますので、ぜひ推薦させていただきたいと思います。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

ただいま、草野委員のご推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり、拍手）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

それでは、草野委員、副会長席へお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（草野副会長）

副会長ということでご推薦いただきまして、誠にありがとうございました。草野といいます。

先ほどの市長のご説明にもありましたように、今、大変な時代を迎えているということで、新型コロナ、そしてウクライナの問題、さらに温暖化、気候変動の問題。まさに私たち人類が今後どういうふうな社会で生きていくのか、どういう生き方をしていくのか、そういうことが日々問われてきていると、そういうふうに実感しています。それは、子供たち、青少年、大人、そういう人たちにとって言えることだと思います。なかなか大変な時代の中でやっていくわけですけれども、私がこれまで蓄積しました社会教育、青少年に関する知識等を十分に振り返りまして、この場に出していきたいと考えております。そして、皆様からのご意見を賜らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ってまいります。議題（２）「青少年を取り巻く現状と課題について」です。PTA 連合会、船橋警察署、船橋東警察署から青少年を取り巻く現状と課題などにつきまして、ご報告をいただけたらありがたいと思います。

ご質問はそれぞれのご報告の後お受けしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、PTA 連合会からお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○原野委員

よろしくお願いいたします。PTA 連合会の副会長をしております原野でございます。よろしくお願いいたします。

PTA 連合会の昨年度と今年度の活動状況と青少年問題について、保護者の目線で今の問題点と課題をご報告させていただきます。

PTA 連合会は、昨年度、コロナ禍ではありましたが、大きなイベントである総会、研究大会を皆様のご協力の下、無事開催できました。研究大会の基調講演ではYouTube で同時配信し、会場に来るのが不安な方でも視聴することができ、大変好評をいただきました。また、研修会として、インクルーシブ教育理解の学習会では、Zoom を利用しての参集とオンラインのハイブリッドの研修会をしました。校外環境委員会研修会、会長研修会も開催し、コロナ禍ではありますが、工夫して充実した各学校との交流ができました。不自由なこともたくさんありますが、時代に即した形で工夫をしながら運営しております。

先日はPTA バレーボール大会を開催し、コロナ前ですと 40 校ぐらいの参加がございましたが、本年は 25 校のチームの参加がございました。マスクをして、タイムごとの手指消毒を徹底し、ママさんバレーボーラーのすがすがしい熱戦に大変感動しました。

コロナ禍になって、各学校のPTA では今までを踏襲した活動ではなく、子供たちにとって必要な活動、不要な活動が明確になったように思います。取捨選択して、お互い補完しながら、子供たちのための活動を目指しております。

バザーに関しては、昨年度はほとんどの学校で実施できませんでしたが、今年はゲームのみ行う学校が多く出てきており、少数ですが飲食を伴うバザー開催をする学校もあり、少しずつですがコロナ前に近づけるよう工夫して活動しております。

次に、私が考える青少年の問題点を大まかに 3 点報告いたします。

1 点目として、子供たちの今の現状ですが、コロナ禍 3 年目になり多くの方もそうですが、徐々にコロナの警戒感が薄れているようです。実際、ワクチン接種にしても、2 回までは親も一生懸命に予約をして接種を急ぎましたが、3 回目の接種はなかなか進んでいないようです。副反応がひどく高熱を出すなど生活に支障が出ること、ただ面倒くさいというのが理由のようです。学校生活では、先生方が徹底して感染対策を講じてくださっているので、手洗い、マスク、給食では黙食、それも子供たちに定着し、徹底されていると感じております。

懸念していることとして、コロナの弊害と考えますが、マスクをしていることによって相手の表情が分からないことから、相手の気持ちを酌む、おもんばかりということができなくなって、人間関係のトラブルに発展してしまうことがあるそうです。表情から相手の視点に立って考え、相手のことを思い、自分がどう振る舞うか考えることがコミュニケーションにおいて大切なことだと思いますが、そういったことができなくなっているのが現状です。

息子の周りですが、不登校のお子さんが増えていると聞いています。コロナの影響も大きくあると考えますが、人との関わりを持たない、他人への興味がないといったコミュニケーション不足も原因の 1 つではないかと思えます。

2 点目ですが、スマートフォン、SNS の使い方です。スマートフォンは大変便利なツ

ルですが、他方で使い過ぎ、ネット依存を心配しております。子供の同級生のお母さん方ともよく話をしますが、家ではスマートフォンを片時も手放さないような状況で、常にポケットに入っているようです。

ネットリテラシーという言葉をよく耳にしますが、学校でも SNS の使い方の指導、教育をしてくださっていますが、LINE で人を攻撃するような言葉を書くといったことも起こっています。本当にあの小さな端末の、小さな箱の中で起こっていることの実態を把握することは、とても難しいことだと思っています。端末の支払い、電話代は親が払っているので、我が家では定期的に SNS の状況を聞いています。親も子も忙しいですが、顔と顔を突き合わせ、話をする時間を数分でも持つ努力が必要だと感じております。

2歳ぐらいの近所のお子さんが、ベビーカーに乗ってスマホの画面にくぎづけになって、上手に画面を操作していることに大変驚きました。ママさんいわく、YouTube を見せていればおとなしくしているからということです。電車の中でもそのような光景を見ることもあります。ですが、小さいうちからのスマホの見過ぎで、斜視になったり、表情が乏しくなると聞いております。今は幼少期からどうしてもスマホに触れてしまう機会が多いので、一定時間見たら制限がかかるとか、何かそういった工夫があるといいなと感じております。

3点目ですが、子供の倫理観、道徳観についてです。公共交通機関や公共の場で、マナーがとても気になっております。バスで大きなバッグを背負って大声でおしゃべりするとか、自転車で道路いっぱいに広がって走っているとか、本当にまれですが、電車の車内で床に座っている高校生を目にしたこともあります。

また、我が家の目の前の道路は通学路になっておりまして、私もスクールガードをしているのですが、子供たちの登校のときに、時々、道路に座ったりしているお子さんを目にします。小学生には「どうしたの？」と声をかけられますが、大勢でいる高校生には、声をかけるのをちゅうちょしてしまいます。親として、最低限の社会のルールは守るよう注意をしていますが、本当によそのお子さんを注意することの難しさをとても実感しております。

挨拶を交わすまちには犯罪者がいなくなると聞いたことがあります。PTA や地域、学校と連携して、子供たちの成長を見守っていかれたらと思っております。

このように子供たちを取り巻く環境は、様々な問題を含み、複雑化しているように感じております。このような状況の中、私たち PTA や一人一人の親の役割はますます大切になってくると考えております。

簡単ではありますが、報告を終わります。以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、船橋警察署からお願いいたします。

○杵淵委員代理（船橋警察署 川島生活安全課少年係長）

船橋警察署生活安全課少年係の川島といたします。着座にて失礼いたします。

私からは、青少年を取り巻く現状として、船橋警察署管内における少年の補導や非行、児童虐待の現状について、簡単ではございますが説明させていただきたいと思っております。

まず、少年の補導状況ですが、船橋署管内においては、本年6月末に280件、前年比はマイナス245件となっており、主な行為としては、喫煙、飲酒、深夜徘徊、これが主だった不良行為になります。件数総数としましては、千葉県下また船橋署管内ともに年々減少傾向にある状況にあります。

非行については、船橋署管内においては、6月末現在で15件、前年比プラス4件となっており、減少傾向にあったのですが、本年については若干微増しているような状況にあります。増加の要因の1つとしては、窃盗犯、万引きや自転車盗の身近で起こる軽微な犯罪が増加しているような状況が見受けられます。

また、管内の青少年に関わる特異な事件としましては、高校生と有職少年4名ほどが関係する薬物事件であったり、先ほどの話もありましたSNSを端緒としたもので、SNSで見知らぬ者に中高生が裸の画像を送ってしまう児童ポルノ事件、このような事件が発生しております。今、話したような薬物事件やSNS利用を端緒とした事件などの増加が挙げられ、青少年を取り巻く昨今の社会情勢が反映されている状況がうかがえます。

次に、児童虐待についてですが、船橋署管内においては、ちょっと前になってしまうのですが、本年5月末現在では92件、児童通告という形を取っておるのですが、年々増加傾向にある児童虐待の通告件数、近年においても依然として高止まりしているような状況になっております。主に心理的虐待という形で児童通告をしているのが多いのですが、これは子供の面前で夫婦喧嘩などを行う心理的虐待が多数になっている状況です。夫婦喧嘩などの男女のトラブルについては、警察としては人身安全関連事案という位置づけで、男女のトラブルは非常に危険性が高い事案として扱っている状況でありまして、同じように児童虐待事案も危険性が高い事案として、児童の安全を最優先に考え、重大な事案に発展しないような細心の注意を払って対応しているような状況にあります。

簡単ですが管内の状況としては以上のとおりとなります。このような情勢の中、少年の犯罪や健全育成を図るためにも、少年の身近にいる皆様方との連携が何よりも大切だと考えておりますので、今後とも連携・対応し、少年の健全育成に尽力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、船橋東警察署からお願いいたします。

○滝口委員代理（船橋東警察署 板屋生活安全課少年係長）

では、着座にて失礼します。船橋東警察署の生活安全課少年係長として少年事件を主に扱っております。詳細な数等は船橋警察署のほうとそれほど変わらないので、当署の特色というか、取り扱った事案等について説明できればと思っております。

ここにいる皆様の年齢的な話でいえば、ほとんどが昭和の方だと思うのですが、昔と違って、暴行、傷害、恐喝といったものはほとんど今はないような状況です。あったとしても、SNS で知り合ってあおった、あおらない、このような関係で、全然関連性のない学校同士、昔でいえば、同じ中学校の中の不良同士、他校の不良同士というような感じで傷害、暴行とあったと思うのですけれども、今は全く関連がない者同士でネット上のやった、やらないでトラブルになって警察に相談。悪ければ、傷害、暴行というふうに変化するようなものが特色になっております。今は、道端ですれ違って目が合って云々かんぬんというのは、ほとんど船橋市内ではないと思っております。

逆に増えているのが、先ほどもお話があったとおり、児童ポルノ、いわゆるネット上で、一回も会ったことないのに交際関係に至って、裸の画像を好きなら送ってよ、送らないと別れるというふうに言われると、心身ともに未成熟な中高生なんかだと秘密ということで送ってしまう。これについては、ネット上でデジタルタトゥーとよく言われますけれども、回収はほぼ不可能に近いと感じています。いくら被疑者を逮捕して、持っているパソコン、機械、スマートフォン、全て押収して初期化したとしても、警察が全部のクラウド上とかも把握できませんし、既に流出したものを回収するのはまず無理ですので、本人たちに今後どうやって指導していくかというのが、こちらの課題の一つではないかと感じております。

もう一つは、先ほど船橋署さんのお話にあったとおり、薬物の低年齢化も目立ってきております。特に大麻なんかだと比較的手に入れやすいのか、隠語なんかでもよくあります。安いと言ったらちょっと語弊がありますが、覚醒剤とか向精神薬なんかに比べれば、比較的手に入りやすいような環境にあるというのも、問題点の一つではあると感じています。

また、アルバイト感覚として最近よく問合せがあるのが、特殊詐欺、オレオレ詐欺の受け子というのがあります。各県の県警のほうから、いわゆる非行補導歴というのですが、そういう問合せがちょっと増えているなというのを感じております。

その非行補導歴をうちの管轄に照会するということは、住所が船橋市内なのですが、犯行場所が練馬だったり関東近県まで及んでいる。受け子というのは社会的に問題になっておりますので、少年だろうと逮捕されてしまって、報道発表などもされてしまいます。これについても、ほとんど捕まえた少年なんかは、先輩に頼まれたアルバイト感覚だというふうな話はしておりますが、これも各保護観講話等とおして、今後も継続して指導していく必要があるかなというのを感じています。

特色として今挙げたのが最近の少年犯罪というところに当たると思いますので、私のほうは以上としたいと思います。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいまPTA連合会、船橋警察署、船橋東警察署からご報告をいただきました。委員の

皆様からこの件につきまして、ご質問、ご意見等を承りたいと思いますが、どなたかございませんか。

例えば、PTA 連合会さんから不登校の問題等もありましたけれども、その対策等について、市の様子を伺ったりするというのはいかがですか。そういった内容をお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。青少年センター。

○青少年センター

青少年センター所長の山岸です。よろしく申し上げます。

青少年センターにおきましては、青少年相談ということで相談を受け付けております。中でも最近是不登校の問題についての相談が多くなっているのが現状でございます。昨年度1,320件の相談を受けたうち、881件が不登校の相談によるものです。当センターでは、保護者や本人から相談を受けて、できるだけ在籍する学校と連絡を取り合いながら相談を受けている状況にあります。

また、学校に復帰することを目標にしておりますが、その前に本センターで通所、相談を重ねていきつつ、本人の状況を見ながら、学校に少しずつ足が向くように、段階を追った相談活動を行っています。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

やはり実際、自分の子どもが不登校になってしまった場合に、親御さんもかなり悩まれると思うのですが、市のほうで青少年センターにご相談いただくという手段もありますので、そのことをお勧めいただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○教育委員会指導課

教育委員会指導課でございます。

不登校につきましては、学校における不登校児童生徒の対応ということで、今あった青少年センターであったり総合教育センターと連携を図りながら、解消に向けて対応に努めているところですが、当課においては、長欠対策協議会というのを年2回実施して、生徒指導担当の職員を集めて研修等を実施しているところでございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから。補導委員から出ているものですから、申し訳ないですけども、地域で挙がった声を警察のほうへご質問させていただきたいと思います。

もともとは、その地域のPTA会長さんがインターネットでご覧になって、これは大変かもしれないということでお問合せがありました。私が申し上げることは、決してLGBTや風俗営業に対しての差別や偏見ではないことを最初にお断りさせていただきます。

実は小室駅の近くで「ある施設」の営業が始まりました。この施設は、いわゆる「ハッ

テン場」という言葉で呼ばれておりまして、男性同性愛者の出会いの場と言われているそうです。単なる出会いの場であれば問題ないんですけども、実際には、そうした施設の中では風俗特殊営業と同じようなことが行われているらしいということが言われております。

何が問題かと言うと、風俗特殊営業に関する法律というのは、異性同士に対するサービスが大本になっているそうです。その中でちょっと心配なのは、近くに児童ホームがあるんです。そこから一応 50 メーター離れなければいけないという法律が風俗営業許可を取る際には必要なのだそうですけれども、先ほど申し上げたとおり、これは異性に対する営業が風俗営業ということになっているものですから、同性同士ということになると、要は法律の抜け穴が生じているそうなんです。

ネットの中では、「市議の皆さん、まずは条例でよいのですぐに動いて」なんていうお話が上がっているそうですけれども、これがたしか5月の連休辺りにアピールをして、営業は5月の末辺りから始まっているそうなんです。ですから、その辺り、もし警察のほうで把握されているようであれば、どんな状況で営業されているかなということをお話しいただければと思います。お分かりになる範囲で結構です。いかがでしょうか。

○滝口委員代理（船橋東警察署 板屋生活安全課少年係長）

今、説明のあったとおり、いわゆる風適法というところの特殊営業等に該当すれば、50メートル以内、100メートル以内というそれぞれの規定があるとは思いますが、やはり警察も法律で動いていますので、異性同士の性的サービスというほうに文言が決められていますので、これの適用は法規制外ということで、全く適用できないということになってしまいます。

ただ、警察としても、営業する以上は立ち入りということはできておりますので、既にこちらの許認可係のほうで立ち入りは実施しており、もちろん風適法、ここで同性ではなくて異性という関係になれば当然違法になってしまいますので、それなりの法の適用があります。

あとは、ほかの刑法犯に該当するような場合です。中で裸になっていて、いわゆる公然わいせつ的なものもやっているのであれば、その刑法での処罰も考えられます。ただ、それは刑法としての処罰になってしまうので、風適法などでの行政処分ができるかどうかとなると、またちょっと別問題になってしまうので、今後、今お話があったとおり、船橋市の条例等でそういう規制が盛り込まれるのであれば、対応が可能な範囲もあるのかなというのを感じております。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

何せインターネットを通してぱっと広まるようでした、市内だけではなくて、駅前ですので、小室駅の小室センター、公民館や児童ホームが建っているところと本当に目と鼻の先にあるんです。もちろん、先ほど申しましたとおり、営業に関しての差別や偏見ではあ

りませんけれども、子どもたちの目に触れる可能性があるものですから、そういったことで皆さんの目で見ただけであればと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それから、もう1点、これもやはり保護者の方からちょっとお話を伺ったのですけれども、ひよんなことからキックボードについての疑問ということで、小さいお子さんがお買い物をされるときに、お母さんが自転車に乗って、ゆっくりの速度でしようから、お子さんをキックボードに乗せて、押して乗らせてもいいのではないかと考えていたらしいんです。確かに、キックボードは後輪のところにカバーがついていて、それを上から踏めば車輪にブレーキがかかるような形なので、決してスケートボードのような簡単にブレーキがかからないという構造ではないので、親御さんも多分大丈夫だろうと乗せていたらしいんです。

補導活動の打ち合わせ中に、それは多分禁止だよということで、簡単にその当時は片づけてしまったんですけれども、ちょうど世間で電動キックボードが認可されるというような改正法案が通ったという報道があったものですから、ちょっと私もインターネットで道路交通法を調べてみましたらば、こういったものは、「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、またはこれらに類する行為をすること」といって、全部一緒だったんです。キックボードもスケートボードも、ああいった類のものは、球遊びをするなどローラー・スケートと全く同じで、違反すると5万円以下の罰金という罰則があるそうなんです。神奈川県の大和市や大阪府の寝屋川市等、それを条例できちんと決めているところもあるようです。

そんな中で、船橋市の中で公園でスケートボードができたりキックボードができたりというところを調べ切れなかったのですけれども、そんなところをどういう区別でなさっているのか、警察のほうで「交通のひんぱんな道路において」ということが、どういった解釈で船橋市の中であれば適用されるのかというのを、もし決まっているようであれば教えていただければと思いました。

#### ○杵渕委員代理（船橋警察署 川島生活安全課少年係長）

基本的にその状況によってしまうので、一律にこの状況は大丈夫、このときは駄目だというのは、多分、明確に規定はないと思われま。

今お話のあったキックボード、電動については、基本的には原付と同じ位置づけになる形になります。それ以外、スケボーも含めてですけれども、そういう電動機がないものについては、準歩行者という位置づけになっていますので、今言ったとおり、交通の妨げになるような場所については、基本的には取り締まりというか違反、注意指導の対象になってくるので、よく言う駅前やロータリー、人が歩いているようなところも当然駄目ですし、公園などは、その公園などの管理の状況で、禁止されているかどうかということだとは思いますが、道路上に関して言えば、多少なりとも通っていれば当然危ないという状況があって、例えば路地裏のほうで、まず車が来ないような状況だということであれば、該当はしない可能性はあるかなとは思いますが、基本的な公道であれば、



やらないでいただきたいという状況かと思えます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

そうすると、やはり一般の方が通られるようなところでは乗らないようにしてもらいたいという形でよろしいのでしょうか。ありがとうございます。

何せ報道のほうで、船橋市内にはスケートボードを親子で世界一というような、行田中学校の生徒さんとその親御さんということで記事も出ておりましたし、アンデルセン公園の近くにスケートボードが乗れるような施設があるそうですけれども、8月31日で移転してしまうという話もあります。本当に財政的に難しいときではありますけれども、どこかにスケートボードが自由に乗れる、そんな場所を子どもたちにつくってあげることができればというような気持ちもちょっとありましたので、そういった意味と、それから安全のところで確認させていただきました。ありがとうございました。

もう1点、市内に自転車専用道路と、自転車専用道路に準ずるような標識があると思えます。海老川沿いのところに自転車専用道路ということで、一切ほかの車両が立ち入ってはいけないという場所が規定されていて、「ここから始まり」「ここまでで終わり」というところ、それから市場通り、本当の市場に面したところにも青い線が引いてあって、自転車の通りという規定がされておりますけれども、これは多分免許を持っている運転手さんでしたらば、その種別は一応発表されているので、皆さんご理解いただいて、ここはこういうところだなと思うのですけれども、自転車に乗られている方たちは、その区別がついていらっしゃるのかどうか、というところがあるのではないかと思います。

ですから、その辺りを、P連さんですとか関係団体の方で、自転車に関係するような何か広報があるときに、同じような自転車道でも区別があるよということを啓発していただきたいと思いましたが、警察の見解としてはいかがでしょうか。

○杵渕委員代理（船橋警察署 川島生活安全課少年係長）

すみません。私のほうも交通の関係だと詳しく分かりません。どういう状況か私も分からないところがあるので。規制の状況の啓発という部分について、警察のほうでどうしたらよいかということですか。

○議長（丹羽会長）

そうではなくて、自転車以外は一切立ち入ってはいけないという部分と、そうでない種類のところが多分存在していると思えますけれども、その種別みたいなものももしお分かりであればと思いました。

要は、自転車専用レーンという形で定義されているんです。ですから、例えば普通の路側帯であれば、車が寄っても大丈夫な部分と、寄ってはいけないというもので、そこを厳しく分けられている。要はバイクですね。多分、海老川沿いの区間に関しては、自動二輪や原付自動車はあそこに入れないと思うんです。なぜか駐車車両は入ってもよいような状態になっているらしいですが、その辺りの種別が道路交通法にはしっかりうたわれている

のですけれども、なかなか行き渡っていない部分があるような気もしましたので。

要は、市内で自転車の交通量が大幅増えていますよね。ですから、そんなところお互い、車についても自転車についても意識をして乗っていくと言うのでしょうか、そんなことを子供たちにもきちんと教えていかななくてはいけないのかなというところがあったものですから。これはまた次回ということで構いませんので。

すみません。ありがとうございました。

○鈴木委員

恐らく自転車の専用道路とレーンがあるかといったところのお話だと思うのですが、ごめんなさい、道路部さんがいないから私もはっきりとは申せませんが、恐らく専用道路ではなくて専用のレーンになっているのかなと、本市においてはご指摘のところはそのようになっているのかなと思います。そういったレーンをどう利用していくかや、よく自転車ですと逆走される方もいらっしゃる、そういうレーンの存在をご存じない方も市民の方には多数いらっしゃるのかなということです。

小学生、中学生に関しては、何かそのような啓発、自転車の乗り方といったことに関しては、教育委員会のほうなどでは何かありませんですかね。自転車の乗り方に関しては、そういったところは何かお取組があったような気がしましたが、どうでしょうか。

○児童・生徒防犯安全対策室

児童・生徒防犯安全対策室になります。

児童に対して交通ルールを教えたり、自転車の乗り方等は教えたりはしておりますが、おっしゃっているようなレーンの種別や乗れる種類など具体的なことまでは、まだやっていないような状態です。

○鈴木委員

すみませんでした。今、そういった教育の分野でということになると、恐らく高校生からなるんですよね。自転車で通学されるということで、安全に通学しましょうといったことになるのかな。ごめんなさい。気がつかないでそのままご質問してしまいました。

我々の分野で言えば、小中学生にも何らか、そういう啓発や安全ということなどは必要かなと感じました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。私からの質問になってしまって申し訳ありませんでした。

そのほかにどなたか、今までPTA 連合会、船橋警察さん、船橋東警察さんへのご質問等は大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題のほうへ移ってまいりたいと思います。「令和3年度青少年関係事業実績報告及び令和4年度青少年関係事業実施計画について」、事務局からよろしく願います。

○青少年課長

事務局でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、令和3年度青少年関係事業実績報告及び令和4年度青少年関係事業実施計画について、先日、製本前の資料はお送りさせていただいておりましたけれども、本日は桃色の表紙で製本したものを置いてございます。そちらの冊子のほうでご説明させていただきます。こちらの冊子に記載されております青少年関係事業についてのご説明になります。

まず8ページをご覧ください。関係機関、市で実施していただく事業としまして、「船橋市青少年総合対策」、こちらを基本として実施しております。「1. 基本方針」の下から2行目をご覧ください。「この船橋市青少年総合対策は、家庭・地域・学校・企業・行政等がそれぞれに役割を果たし、緊密な連携と協力を図り、青少年健全育成施策を積極的に推進するものである」と書かれております。本日、ご参加の青少年関係機関、団体、市教育委員会はそれぞれの専門分野を生かして、「3. 基本目標（推進目標）」に沿った事業を実施することとなります。

ページのほうが戻って、まず1ページです。こちらが青少年関係事業の実績報告書、市教育委員会が実施した事業報告の書式となります。表の①「重点目標」に記載する事項について説明いたします。先ほどご覧いただいた8、9ページに記載されています船橋市青少年総合対策の「3. 基本目標（推進目標）」の中から、該当する各団体の実施事業、該当数、推進目標、全てこちらに選定します。表の中の⑥「目標値」につきましては、所管課による自己目標、数値を記入しております。次に、⑧の「達成度」ですけれども、目標値と実績値を比較して、次の2ページの⑧の四角く囲ったこちらの達成度に照らして、AからDの4段階の達成度を記入いたします。最後の⑨「総合評価」ですけれども、こちらは達成度を含めて、事業の狙いや意図に即しているか、その評価、効果、課題や検討事項など、総合的な自己評価が記入されています。

続きまして、3ページ、「青少年関係事業実施計画書」につきましては、先ほどの総合対策の「3. 基本目標（推進目標）」を基に実施事業を記入することとなります。

それでは、令和3年度青少年関係事業実績を報告させていただきます。冊子の10ページの船橋警察署から17ページの船橋市青少年補導委員連絡協議会までにつきましては、市教育委員会以外の関係機関、団体からの報告事項となります。結果（効果）を参照したところ、新型コロナウイルスの影響で中止した事業もございましたけれども、目標はおおむね達成できております。課題としては、後継者の育成、広報活動の強化、事業開催に向けた感染症対策などが挙げられておりました。

18ページから84ページまでは、市及び教育委員会の実施する事業で、目標値の達成度を含めて総合的な自己評価を行っております。本日、時間の関係上、それぞれの項目ごとにご説明する時間が足りませんので、指標の達成度についてご説明をいたします。

ページが戻りますけれども、冊子の4ページをお開きください。こちらには指標の達成度の内訳が記載されております。達成度ごとに、前年度である令和2年度との比較をいたしますと、達成度Aが令和2年度では25件で、今回で言うとプラスの74、Bが7件でプラスの27、Cが2件でプラス17、Dが39でマイナス19、達成度なしが185件でマイナス

72、合計が令和2年度258件でプラス27となっております。令和2年度では、新型コロナウイルスによって事業を中止して、達成度がなしで評価したものが多かったため、今回、感染対策を図りながらも事業を再開し始めた令和3年度では、Aが増えて達成度なしが減っている状況となっております。

続いて、令和4年度青少年関係事業実施計画書についてご報告いたします。青少年関係事業実施計画書につきましては、冊子の85ページから139ページにかけて、推進目標の(1)から(5)の各項目に分かれて掲載をされております。それぞれの推進目標につきまして報告いたします。

冊子のまず85ページをお開きください。基本目標の「1. 青少年の健やかな成長を支援」として、(1)から(5)の推進目標に基づき事業が計画されております。140の事業が109ページまで掲載されております。

次が105ページです。推進目標の「2. 家庭環境の充実への支援」として、(1)から(4)を重点目標として、81の事業が116ページまで掲載されております。

次が117ページからになります。推進目標の「3. 困難を抱える青少年の支援」として、(1)から(3)の重点目標として、21の事業が121ページまで掲載されております。

次が122ページからになります。推進目標の「4. 社会環境の整備」として、(1)から(6)を重点目標として、81の事業が136ページまで掲載されております。

次、最後になりますが、137ページからの推進目標5です。「5. 成長を支える担い手の育成」として、(1)から(4)を重点目標として、13の事業が139ページまで掲載されております。

ここ最近の新型コロナの状況では第7波と言われ、感染者数も増加しており、今後の事業の実施に影響があるかもしれませんけれども、令和4年度は推進目標(1)から(5)まで、合わせて合計336の事業がこちらに掲載されております。

なお、先ほどからご覧いただいております船橋市青少年総合対策につきましては、第3次船橋市総合計画も策定されましたので、今年度見直しをしたいと事務局のほうで考えております。次回以降の会議でご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、令和3年度青少年関係事業実績報告及び令和4年度青少年関係事業実施計画をご報告いたしました。目標値の設定や総合評価のコメントなどご意見をいただき、青少年関係事業の見直し、改善につなげられる資料としていきたいと考えております。ご審議のほうをお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より、令和3年度青少年関係事業実績報告及び令和4年度青少年関係事業実施計画について、ご報告がありました。委員の皆様から、ご意見、ご質問を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。どなたかございません

か。

お願いします。

#### ○鈴木委員

会長、ありがとうございます。鈴木です。

冒頭、ご挨拶にも申し上げましたように、地域でひきこもりに陥っているご家庭のご相談といったものが本当に増えてきて、いわゆる「8050」のお話なのですが、これは、さーくるさんをはじめ行政の皆さんにも様々ご支援をいただいています、やはり困難な事例でして、なかなか解決に向かって進んでいくことが難しいこともございます。

そういうところで、取り組んでいくのは大事なのですが、それをとどめていく、予防していくことも、青少年の範囲で大事かなと感じているところでありまして、そういった点、今日ご参加いただいていますふなばし地域若者サポートステーションの成瀬委員にも様々ご指導いただいたり、実際にさーくると連携したり等の活動によって、困難事例を解決できたといったことなども伺ったりしております。困難事例に陥らないような取組がこれからは必要かなと感じているところがありますので、何点か、今後どうしていったらよいかといったことをご指導いただければと思います。

例えば、事業の中で、成瀬委員にぜひご見解を伺えればと思うのですが、今、悩んでいらっしゃる若者の方、それから家族、保護者の方に対しての支援という形で、土曜相談会や出張個別相談会というのはやっていたらいいと思います。コロナ禍の中でどのような相談が入ってくるのかといったことや、出張で個別で相談していらっしゃるといのは、具体的にはどのようなことなのかということと、そういう中で、今後こういうふうにしていくべきではないかと感じられる点があれば、ぜひそういったひきこもっていらっしゃる方、それから保護者の方に、どういうことが望まれるのか、ぜひご教授いただけたらと思います。お願いします。

#### ○成瀬委員

ただいまのご質問をいただいた成瀬です。本来、地域若者サポートステーションは、働きたい人、どんな事情があってもご本人が働きたいという方が対象です。ですから、まだひきこもっている方は対象外になるわけです。ただし、ハローワークに行くには一歩踏み出せないというところで、ふなばし地域若者サポートステーションの出番があるわけですが、ありがたいことに、母体であるNPO法人セカンドスペースは、最初のころから、ひきこもっている方々、不登校の方々の学校復帰、社会復帰支援をしております、船橋市が「まだひきこもっている若者や保護者の相談を受けてもいい」と受け入れてくださっています。県内8か所ある中では、私どもと、もう1か所ぐらいが、不登校、ひきこもりの方々の相談を受け付けています。

市として許して下さっている中で、例えばひきこもっている方々のご相談、ご本人のご相談もあります。それから、親御さんのほうが多いわけですが、親御さんのご相談を月2回。そして親の会、毎月1回ほぼあるわけですが、そこでいろいろなお話

を聞いてまいります。聞いていく中で長年の経験で、この方の場合はこういう手紙を書いてみれば出てきてくださるかしらとか、いろいろなやり方があるわけですが、出てきてくださっている方も結構多いです。

表を見てみますと、今年の6月30日現在では、ご本人が34%、保護者の方、これはほぼ保護者の個別相談と親の会のほうで繋がりがあった方からのご紹介ですので、38%となっています。ですから、きっかけさえあれば本人たち来ていただけます。そして、実際に働いていただけていることが大きいんです。

その働いてくださるご本人の中には、昨日もそういう方がいらっしゃいましたが、来たけれども働きたくない。本人が来たけれども、本当は働きたくないんだということですね。そういうお話を聞きながら、いろいろご本人と相談しながら、働けるようになっていただける段階まで、お話を伺ってまいります。

統合失調症や強迫性障害やうつなど、いろいろなお病気を抱えていらっしゃる方も一部いらっしゃいます。その方たちに対しては、お医者様の意見書をいただいて、この方は週に何日間、何時間だったら働けますよというお墨つきをいただきます。キャリアコンサルタントという職種の者がいるのですけれども、こちらの方々はみんな就職に対してのプロですので、うちのスタッフたちはお医者様の意見書を見て、それのとおり動いていくという形になっています。

ですから、皆さんにお願いしたいのは、ご質問していただいて本当に助かったのですが、取りあえず15歳から49歳の方が対象です。2年ぐらい前でしたかしら、1年前でしょうか。対象者が39歳から49歳までに広がったんですけれども、その方たちの中で、ひきこもっている、それから不登校でも定時制高校や通信制の方、そして、高校生年代で不登校だったけれどもやめてしまって家にいらっしゃるという方であれば、もしご紹介いただければ助かります。

もうちょっとお時間いただきますけれども、まず問題のある一部の方たちは、不登校からそのまま40歳、50歳になっていらっしゃる方もいれば、いじめや、トラウマがあったり、虐待、DV、自殺未遂の方もいらっしゃれば、本当に精神的なもの、今言われている発達障害の方々もいらっしゃいます。親子関係が破綻してしまっているのではないかと、夫婦関係も破綻していらっしゃるのではないかとと思われる方々のご相談もあります。先ほどおっしゃっていただいていたLGBTの方、ヤングケアラーの方、本当にその土台になる一部の方たちの背景というのは、ものすごくたくさんあり複合的になっております。そのところも、私どもふなサポのほうは船橋市のご意向を受けて頑張っておっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと質問から外れましたでしょうか。お聞きいただき、ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

世の中が多様化しているのが大本なのかもしれませんが、やはりお一人、お一人

の生活が違っていて、その中で、いろいろな理由でなかなか社会に出られないということもあるのでしょうかね。

先ほどP連さんから不登校の問題もありましたけれども、やはり社会のほうで受け入れる優しい姿勢と言うのでしょうか、本当に世の中が変わりつつあるので、皆さんお一人お一人になかなか余裕がないと言うのでしょうか、変化についていかななくてはいけないところがあるので、難しいことだと思いますけれども、もしお困りの方がいたら、15歳から49歳までということですよ、サポートステーションのほうで受け入れていただいているということをお知らせいただけたと思いますので、ありがとうございました。

○成瀬委員

せっかくなので、よろしゅうございますか。

取りあえず実績というのがございまして、ここにも全国177か所の順位が出てくるんです。その順位というのは就職等率ということで、何名就職できたかということなのですが、ありがたいことに、うちのスタッフはよくやったださっております、全国で第8位です。本当は、令和元年度は第2位だったんです。今、コロナが多いですよ。船橋市、千葉と争っているぐらいにコロナにかかっている方が多いので、順位がちょっと下がっておりますけれども、スタッフは皆さんちゃんと順位としてはやっております。それと、県内では断トツの1位です。

これだけ頑張っておりますので、ぜひぜひ、対象になる方がいらしたらご連絡いただくと大変助かります。よろしく願いいたします。

すみません。お時間いただいて。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。本当にご努力に感謝いたします。ありがとうございました。

そのほかにご質問等ございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、以上で「令和3年度青少年関係事業実績報告及び令和4年度青少年関係事業実施計画について」は、こちらで締めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、会議を無事進めることができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。次回の青少年問題協議会の開催予定でございますが、新型コロナウイルスの状況にもよりますが、令和4年11月4日（金曜日）、午前10時から市役所11階大会議室を予定させていただいております。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

午前11時26分 閉会